

施工従事者データベース 運用要領

1. 定義

施工従事者データベースは、積水ハウス株式会社（グループ会社含む）（以下、積水ハウス株式会社といたします）が施工従事者情報保護方針に従って、効率的に収集・管理・利用等をするために構築したシステムをいいます。各種法令（労働基準法、建設雇用改善法、労働安全衛生法、労働保険徴収法等）の要請に応え、その徹底強化を図ると共に、施工従事者の皆様の福利厚生増進、施工品質及びCSの向上等に役立てていきます。

2. 運用体制

（1）施工従事者データベースの運用目的

施工従事者データベースの運用目的は、積水ハウス株式会社が施工従事者情報保護方針に定める「利用目的」とします。

積水ハウス株式会社は、同社の施工現場で重要な役割を果たしている一部の協力会社を登録情報管理協力会社として、施工従事者データベースの利用を認め、施工従事者管理の合理化を支援するとともに、傘下の施工従事者情報の収集・管理を任せ、施工従事者データベース運用の一部を担わせる場合がありますが、この登録情報管理協力会社は、施工従事者データベース及びこれにより管理されている傘下の協力会社の施工従事者情報のみを、積水ハウス株式会社（グループ会社含む）の施工現場における、上記運用目的の範囲内で利用するものとします。

（2）登録情報管理協力会社

積水ハウス株式会社が施工従事者データベースの利用を認め、施工従事者データベース運用の一部を担い、傘下の施工従事者情報の収集・管理・利用等にあたる協力会社をいいます。登録情報管理協力会

社は、本運用要領をはじめ、あらかじめ積水ハウス株式会社の定める方法・基準に基づき、適切に施工従事者データベースの運用にあたるものとしします。

(3) 施工従事者データベース運用体制

積水ハウス株式会社の協力会社連携部長を運用統括責任者とし、各現場での直接の運用は、積水ハウス株式会社の事業所においては各事業所の総務責任者、登録情報管理協力会社においては代表者（以下、「運用責任者」といいます。）の責任において、その適切な管理の下で行うものとしします。

施工従事者データベースのシステム構築・維持は、積水ハウス株式会社のIT デザイン部が担当します。

3. 運用要領

(1) 施工従事者情報の入手

積水ハウス株式会社または登録情報管理協力会社は、施工従事者情報保護方針に同意を得た上で、入力原票又は入力フォームの提出を受けることにより施工従事者情報を新規入手することを原則としします。施工従事者情報保護方針には、積水ハウス株式会社の施工従事者情報の利用目的及びその範囲内で登録情報管理協力会社が傘下の施工従事者情報を利用することがあることを本人にあらかじめ承諾頂く旨を明記するものとしします。

積水ハウス株式会社及び登録情報管理協力会社はそれぞれ関係事業所において施工従事者情報保護方針を常備し、入力原票又は入力フォーム記入にあたり、施工従事者より請求があった場合は、速やかに閲覧に供することができる体制を整えるものとしします。

(2) 施工従事者情報の入力

入力原票又は入力フォームに記入されている施工従事者情報は、原則として、積水ハウス株式会社の「CANVAS」システムを通じて、協力会社連携部の入力担当者または運用責任者により選任された入力

担当者が入力するものとし、取扱方針に基づき、必ず本運用要領やその他施工従事者データベースの運用について積水ハウス協力会社連携部の定める方法や基準に従い、正確性の確保や情報流出リスクの軽減等に努めるものとしします。

(3) 施工従事者情報の管理・保管

積水ハウス株式会社及び登録情報管理協力会社は、施工従事者情報の登録後に入力原票又は入力フォームを保管する場合は、十分な安全保護を図るものとしします。

(4) 施工従事者情報の利用

上記2. 運用体制の(1) 施工従事者データベースの運用目的に記載のとおり利用するものとしします。

(5) 施工従事者本人からの個人情報保護法に基づいた要求への対応

施工従事者本人より施工従事者データベースへ登録されている情報の開示を求められた場合は、当該施工従事者の情報を管理する積水ハウス株式会社の事業所または登録情報管理協力会社の運用管理者の責任の下で、所定の出力帳票にて対応するものとしします。所定の帳票出力の環境がない場合は、上位協力会社や管轄する積水ハウス株式会社の事業所の運用責任者の協力を得、必要に応じて積水ハウス株式会社の協力会社連携部の支援も受け、適切に対応することとしします。

ご本人よりデータ内容が事実でないとの理由による内容の訂正・追加等を求められた場合は、当該施工従事者の情報を管轄する積水ハウス株式会社の事業所または登録情報管理協力会社の運用責任者の下で、訂正・追加等の事実関係を確認し、速やかにデータの訂正・追加等を行うものとしします。

ご本人よりデータが違法に取り扱われまたは取得されたものであるとの理由による利用停止や消去の要求を求められた場合は、管轄する積水ハウス株式会社の事業所や登録情報管理協力会社のみで判断してはならず、必ず積水ハウス株式会社協力会社連携部に報告の上、連携して対処するものとしします。

(6) 第三者からの施工従事者情報に関する照会対応

原則として、施工従事者情報を本人の同意を得ず第三者に提供することはできません。公的機関からの照会にも書面により正式な依頼を受けた上で協力会社連携部へ報告頂き対応するものとします。

(7) 施工従事者情報の安全確保

運用責任者は、施工従事者情報の流出・漏洩・紛失等の未然防止に最善を尽くすものとし、それぞれの所属従事者に対しては、その業務の施工従事者情報に伴う責任とリスクを理解させるように努めるものとします。

施工従事者データベースのシステム上の安全管理措置については、積水ハウス株式会社IT デザイン部が必要な措置を講じ、これについて積水ハウス株式会社の各事業所や登録情報管理協力会社において行うべき作業等が発生する場合は、適切にこれを伝達しなければならないものとします。万一施工従事者情報が流出・漏洩・紛失等した場合は、運用責任者が直ちにこれを把握できる体制を構築しておくものとし、運用責任者は直ちに積水ハウス株式会社協力会社連携部に報告し、全力で被害の拡大の防止と事態の収拾に当たるものとします。

(8) 施工従事者情報の抹消

施工従事者情報の抹消は積水ハウス株式会社協力会社連携部でのみ行うこととします。

以上